

# 生駒市建設工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生駒市契約規則（昭和39年4月生駒市規則第6号。以下「規則」という。）第24条第5項の規定に基づき、生駒市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約の適正な履行を確保するために行う工事の検査の実施に関し必要な事項を定めるものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による検査の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 監督職員 規則第24条第1項に規定する監督職員

(2) 検査職員 規則第24条第3項に規定する検査職員

(検査職員)

第2条の2 検査職員は、生駒市行政組織規則（平成6年7月1日規則第22号）第9条の8に規定する契約検査課に勤務を命ぜられた職員をもって充てる。ただし、検査の執行に当たって必要があると認めるときは、次に掲げる職員のうち、契約検査課長が検査補助職員として指名したものをもちて充てることができる。

(1) 職務の級が4級以上の職にあり、監督職員の経験が通算3年以上の職員（管理職を除く。)

(2) その他契約検査課長が特に認めた職員

(検査の種類)

第3条 工事の検査は、次の各号に掲げる種類に応じて、それぞれ当該各号に定める場合に行うものとする。

(1) 完成検査（工事の完成又は工事の完成前に設計図書においてあらかじめ指定された部分の完成（一部完成という。）を確認するための検査をいう。）別に定める生駒市建設工事成績評定要領（平成19年6月1日施行）に規定する評定書を添付した工事検査申請書（様式第1号）の提出があった場合

(2) 出来形検査（工事の完成前に部分払の必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査をいう。）工事検査申請書（様式第1号）の提出があった場合又は工事を打ち切り、契約を解除する場合

(3) 中間検査 工事の施工途中において検査の必要があり、工事検査申請書（様式第1号）の提出があった場合

(検査対象)

第4条 工事検査担当課検査の対象工事は、次に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 設計金額が契約規則別表(第17条)に定める金額以下の工事
- (2) 特殊な構造及び性能を有する機械器具等の修繕に係る工事
- (3) 災害等に関する応急(緊急)復旧工事
- (4) 国宝、文化財、史跡名勝記念物等の特殊なものに係る工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が工事担当課長(以下「担当課長」という。)において検査を行うことが適当であると認める工事

2 担当課長検査の対象工事は、前項各号の工事とする。

(検査の実施)

第5条 検査は、建設工事請負契約書、設計書及び仕様書その他関係書類(以下「設計図書等」という。)により適正に施工されているかどうかについて、内業検査(書類検査)及び外業検査(現地検査)により行うものとする。

(検査の技術的基準)

第6条 検査を行うに当たっての必要な技術的基準は、別に定める土木工事技術検査基準(平成10年4月1日施行)及び建築工事技術検査基準(平成10年4月1日施行)による。

(検査の立会い)

第7条 担当課長は、工事検査担当課の検査の実施に際し、当該工事を担当する監督職員及び関係者の立会いをさせなければならない。

2 受注者の検査の立会いについては、受注者に係る当該工事の現場代理人又は監理技術者等でなければならない。

(監督職員の検査準備)

第8条 監督職員は、検査の実施に際し自ら又は受注者に指示して、次の各号に掲げる書類、用具等を準備するものとする。

- (1) 設計図書等
- (2) 施工管理記録(工程管理図書、出来形管理図書、品質管理図書、工事写真等)
- (3) 工事請負日誌及び材料購入伝票
- (4) 指示書、協議記録等
- (5) 測量機器等
- (6) 強度及び破壊の検査に必要な機器
- (7) その他検査に必要があると認められる資料及び用具

(検査の中止)

第9条 検査職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の検査を中止し、又は取りやめることができる。この場合において、検査職員は担当課長に対し、その理由を明記して通知するものとする。

- (1) 正当な理由なく第7条に規定する検査の立会いを拒否されたとき。
- (2) 検査の実施を妨げられたとき。
- (3) その他検査の実施について支障があると認めるとき。

(検査結果の報告)

第10条 検査職員は、検査を完了した場合は、遅滞なく当該検査の結果について、別に定める生駒市建設工事成績評定要領の規定により市長に報告しなければならない。

(検査後の措置)

第11条 検査職員は、検査の結果、補修等の手直し工事の必要があると認めるときは、担当課長に対し、当該工事の補修、書類の訂正その他必要な措置を指示するものとする。

2 検査職員は、前項の規定による指示をした手直し工事指示書(様式第2号)を担当課長に通知するものとする。

3 検査職員は、手直し工事完了の検査に際し、当該手直し工事の内容が軽微な補修の場合であって、関係書類により確認できるときは、検査の立会いを省略することができる。

4 検査職員は、検査の結果、当該工事について合格と認めるときは、速やかに工事完成調書(様式第3号)又は工事部分払(出来形)調書(様式第4号)を作成し、担当課長に送付するものとする。

5 検査職員は、中間検査完了後、中間検査報告書(様式第5号)を作成し、担当課長に送付するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。